

施策番号【35】 『みはら元気創造プラン』 施策概要

施策名	防犯活動・交通安全対策の推進	担当課	生活環境課	連絡先	-
施策がめざす三原市の姿	犯罪や犯罪や交通事故の心配が少なくなり、安心して生活できる。				

1 現状・課題		修正
(1)	本市の刑法犯罪は、減少傾向にありますが、依然窃盗犯が高い割合を占め、振り込め詐欺などの特殊詐欺による被害の件数は増加しています。	
(2)	本市の交通事故件数は横ばいですが、高齢者や小学生が関わる交通事故、自転車による事故が増加傾向にあります。また、全国各地で登下校中の児童生徒が巻き込まれる重大事故が相次いで発生したことから、安全対策強化が求められています。	
(3)	安全に住み続けられる社会の基盤をつくるため、地域ぐるみで防犯意識の高揚を図り、犯罪の未然防止に取り組む必要があります。	
(4)	交通安全思想の普及・徹底や施設整備に継続的に取り組むとともに、市内小・中学校の通学路合同点検等による安全対策を推進する必要があります。	
(5)		

2 基本方針		修正
(1)	警察、防犯関係団体等との緊密に連携した防犯対策を推進します。	
(2)	地域ぐるみの交通安全運動の推進や安全な道路環境整備など、総合的な対策を推進します。	
(3)		
(4)		
(5)		

3 達成度を測る指標				4 予算事業の状況	
指標名	初期値	現状値	目標値 (H31年度)	予算事業名 (予算額上位15件)	H29当初予算 (千円)
(1) 人口千人あたりの刑法犯認知件数	7.32件 (H25年度)	5.66件 (H28年度)	減少	交通安全施設整備事業費(土木管理)	42,740
				防犯灯維持管理費(生活環境課)	11,033
				安心・安全事業費(生活環境課)	6,986
				交通安全事業費(生活環境課)	5,080
(2) 人口千人あたりの交通事故発生件数	4.51件 (H25年度)	3.47件 (H28年度)	減少	防犯灯維持管理費(本郷支所)	2,622
				防犯灯維持管理費(大和支所)	1,681
				安心・安全事業費(危機管理課)	1,543
				防犯灯維持管理費(久井支所)	1,362
(3)				交通安全施設整備事業費(本郷支)	1,000
				交通安全施設整備事業費(大和支)	760
				安心・安全事業費(生涯学習課)	757
				交通安全施設整備事業費(久井支)	500
(4)					
(5)				施策合計(百万円)	76.1

5 最近の動向
<p><防犯灯の課題> 平成22年3月に横浜市の検討会がとりまとめた「防犯灯のあり方について 検討会からの提案」検討資料で、次のような課題が指摘されています。</p> <p>①電気料金の高騰などにより、維持管理経費が自治会町内会活動を圧迫していること。 ②防犯灯の設置にあたり、これまで明確な設置基準を定めず、地域の要望により設置してきた結果、毎年2千灯前後増加する一方で、設置間隔等にアンバランスが生じていること。 ③防犯灯にかかる電気料金ばかりでなく、温室効果ガスの排出量も増加していること。 など</p> <p>また、問題点として、次のように指摘しています。</p> <p>①現在の防犯灯の現状をつぶさに見ると、他の屋外照明(道路照明や街路灯、公園などの公共施設の屋外照明など)と非常に接近して設置されたものが散見され、設置の必要性が疑問視されるものもある。また、目的に応じて所管部署がわかれており、それぞれを調整する機能がないことから、同じ箇所に複数の照明が設置されるなど、非効率な状態の場所も増え続けています。 ②防犯目的である防犯灯の明るさに対する過剰な期待があり、夜間の防犯灯による明るさの効用は「安心感」ですが、同時に「安全」を保障するものではないことを認識することも必要。 ③照明による悪影響を「光害」といい、光害には生態系や人の活動への影響などがあります。屋外照明としての防犯灯が「明るければよい」という考えのもと、計画性がなく設置されれば、設置された防犯灯を見て安心を得ますが、自覚のないうちに光害が生じる可能性もあります。</p>

事業名：防犯灯維持管理事業



Q1 この仕事は、誰のために、何をしていますか？

市民皆さんのために、防犯灯を設置し夜間の見通しをよくすることで、犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域を目指します。



Q2 この仕事に、私たちの税金がどのように使われていますか？

町内会等からの申請に基づく新規設置費、電球切れ等の修繕費として使用します。

電気料金は、基本的には地元町内会等の負担ですが、集落間や公共施設など、一部は市でも負担する経費として使用します。



Q3 この仕事が行われることによるメリットは？

防犯灯の設置により安全が確保されるものではありませんが、夜間における明るさは安心感につながります。市民の防犯意識の高まりも期待できると考えています。



Q4 この仕事はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

三原市では、昭和 26 年に治安街路灯として整備されたのが最初です。昭和 36 年に国で「防犯灯等整備対策要綱」が閣議決定されて以降、全国で盛んに防犯灯が設置されてきました。

平成 17 年に市町村合併後、検討会議を設置し、平成 22 年度以降の維持管理方法等について整理しました。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	防犯灯維持管理事業		事業開始年度														
上位施策事業名	5-2-2 防犯活動・交通安全対策の推進		担当局・部名	生活環境部													
根拠法令等	照明灯設置要綱, 三原市防犯灯設置及び管理等基準		担当課・係名	生活環境課市民生活係													
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	岡畑 宏哉													
実施の背景	昭和26年, 治安街路灯として整備を開始。昭和36年には「防犯灯等整備対策要綱」が閣議決定され, 以降, 防犯灯が盛んに設置されることとなった。平成17年に1市3町で合併後, 三原市防犯灯設置等検討会議を設置し, 維持管理について整理した。なお, 電力会社により無料で実施されてきた防犯灯の維持協力は平成23年3月をもって廃止された。																
目的 (何のために)	防犯灯の設置により, 夜間の見通しを確保することで, 犯罪を未然に防止し, 安全で安心して暮らせる地域をめざす。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民		対象者数 (全住民に対する割合)													
				96,103	人 (100%)												
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施															
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: 株式会社 中電工 三原営業所)															
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <u>直接</u> ・間接 (補助先: 町内会 実施主体:)															
<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()																	
事業内容 (手段、手法など)	事業内容 1 防犯灯設置基準に基づく設置等 新設・移設交換・移設・撤去 2 防犯灯の適正管理 (1) 器具修繕 LEDへの交換, 球切れ修繕など, 日常の維持管理費 (2) 電気使用料 集落間や公共施設など, 市が負担する防犯灯の電気料金の負担 (3) 電気使用料補助 水銀灯など, 電気料金が高額になる照明を設置している町内会に対し, 20W蛍光管の使用料を超える分の差額補助 (三原:1灯, 本郷:23灯, 久井:0灯, 大和:28灯)																
関連事業 (同一目的事業等)	道路照明維持管理, 子ども安全灯維持管理, 商店街等の水銀灯維持管理																
コスト		29年度 (予算)		28年度 (決算見込み)		27年度 (決算)		26年度 (決算)									
	事業費合計	16,698千円		16,812千円		17,564千円		16,881千円									
	事業費内訳 (平成28年度分)	・ 工事費 (新規設置, 移設, 移設交換, 撤去) 3,579千円 ・ 修繕料 (器具交換, 部品交換) 10,332千円 ・ 電気使用料 2,542千円 ・ 電気使用料補助 360千円															
	担当正職員	0.21	人	1,260	千円	0.21	人	1,260	千円	0.21	人	1,260	千円	0.21	人	1,260	千円
	臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
人件費合計	0.21	人	1,260	千円	0.21	人	1,260	千円	0.21	人	1,260	千円	0.21	人	1,260	千円	
総事業費	17,958千円		18,072千円		18,824千円		18,141千円										
財源内訳	国県支出金	0千円		0千円		0千円		千円									
	国県支出金の内容																
	地方債	0千円		0千円		0千円		千円									
	その他特財	0千円		0千円		0千円		千円									
	その他特財の内容																
一般財源	17,958千円		18,072千円		18,824千円		18,141千円										
財源合計	17,958千円		18,072千円		18,824千円		18,141千円										

事業シート（概要説明書）

予算事業名		防犯灯維持管理事業			事業開始年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H28年度	H27年度	H26年度
		累計／新設		基	7,344／74	7,253／49	7,194／94
		修繕		基	1,683	1,583	1,232
		移設		基	10	8	12
		撤去		基	12	3	5
	単位当たりコスト	総事業費	/	円			
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の設置，維持により，夜間においても安心して通行できる状況を確認する。 ・LED化の推進により，長寿命化，省電力化され，器具交換等の関連事務が軽減されるとともに，電気料金の低減による地域負担が軽減される。また，CO2削減へも寄与する。 					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H28年度	H27年度	H26年度
		人口千人当たりの刑法犯認知件数		件	5.66	6.25	6.24
		人口千人当たりの交通事故発生件数		件	3.47	3.96	4.26
			/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の防犯灯が本体を含め寿命を迎えつつあるためか，近年，器具交換（LEDへ器具ごと交換）数が増加している中，予算の範囲内で対応できないものについては翌年度まで保留せざるを得ない状況が拡大しつつある。また，保留分を当年度予算で対応することにより，当年度分と並行した予算執行となることから，年度途中の早い時期から調整が必要な状況となる傾向にある。 ・蛍光灯に比べ長寿命化，省電力化が期待できるLED防犯灯への切り替えを一括して行うため，リース方式の導入を検討する。 					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		他市事例					
特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ・活動指標の「累計／新設」数について，累計数には，既設の防犯灯のうち電灯契約が交わされていないもので新たに電灯契約を交わしたものを含むため，前年度累計数と当年度新設数及び撤去数を加除した数と一致しない。 					

三原市防犯灯設置及び管理等基準

(趣旨)

第1条 市内における防犯灯の設置及び管理等に関しては、照明灯設置要綱に定めるもののほか、この基準によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置 防犯灯の新規設置をいう。
- (2) 移設 既設の防犯灯を他の場所へ移すことをいう。
- (3) 撤去 既設の防犯灯の撤去をいう。
- (4) 修繕 既設の防犯灯本体の全部又は一部の交換をいう。

(防犯灯の規格)

第3条 防犯灯は、原則20ワットの蛍光管を使用したものとする。

(設置等の申請)

第4条 防犯灯の設置等を希望する住民組織（以下「設置申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書に必要な事項を記入し、関係書類を添えて市長へ申請するものとする。ただし、蛍光管の交換等軽微なものについては申請書の提出を要しない。

- (1) 設置 防犯灯設置申請書（様式第1号）
- (2) 移設 防犯灯移設（交換）申請書（様式第2号）
- (3) 撤去 防犯灯撤去申請書（様式第3号）

(設置等の決定)

第5条 市長は、第4条に規定する申請書を受理したときは、速やかに現地調査等を実施し、必要と認める場合は、予算の範囲内で、設置等の可否を決定し、設置申請者に通知するものとする。

(管理)

第6条 防犯灯の器具修繕等の維持管理は市が行う。

(設置禁止基準)

第7条 防犯灯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 他の照明灯も含め、灯柱の間隔がおおむね30メートル以内の場合。
- (2) 容易に電源が確保できない場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認められる場合。

附 則

この基準は、平成22年 4月 1日から施行する。

照明灯設置要綱

平成17年3月22日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通の安全、犯罪の防止等に寄与するため、夜間における照明施設を設置する場合における基準を設けるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街路照明灯 市道として認定された道路（橋渠を含む。）に設置する照明灯をいう。
- (2) 防犯灯 犯罪防止のため設置する照明灯をいう。
- (3) 公共照明灯 公園，児童遊園地，公衆便所，市営住宅その他公共施設に設置する照明灯をいう。
- (4) 港湾照明灯 港湾施設及び臨港道路に設置する照明灯をいう。
- (5) 街路 市街地に介在する幅員4メートル以上の道路をいう。

(所管及び設置)

第3条 照明灯の所管及び設置は、三原市事務分掌規則（平成17年三原市規則第10号）により分掌に属された課において設置したそれぞれの主管課とする。

(設置の審査)

第4条 照明灯を設置しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを審査し、その地域における発展の環境、照光等を総合勘案し設置するものとする。

- (1) 公の施設の照明灯を設置する場合にあっては、特に定められた設置基準に基づくか、施設の利用に支障がある場所
- (2) 著しく交通が頻繁で曲部が多く交通の安全でない場所
- (3) 防犯上特に必要と見られる場合で、灯柱の間隔がおおむね30メートル以上あること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公共の福祉を増進するため緊急に設置を要する場合であること。

(設置の禁止)

第5条 照明灯は、次に掲げるものに該当する場合は、設置をしてはならない。

- (1) 権限を有する者の許可，承認又は同意を得ていない場合
- (2) 道路交通及び道路附属物の機能を妨げる位置
- (3) 消防用機械器具，消火栓，火災報知機等消火の用に供する施設から3メートル以内の距離
- (4) 街路樹から3メートル以内の距離で街路樹の成育に妨げとなる場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に不相当と認められる場合
(設置費の負担)

第6条 照明灯の設置に要する経費は，予算の範囲内において市費負担で設置するものとする。

(維持費の負担)

第7条 防犯灯の維持にかかる電気料金は，三原市防犯灯電気料金補助事業実施要綱に定める住民組織が負担するものとする。

(設置の手續)

第8条 照明灯の設置を受けようとする者は，申請するものとする。

- 2 前項規定による申請があった場合において，設置することが不適当なものについては，その旨を1箇月以内に当該申請人に通知をするものとする。

(台帳の備付け)

第9条 主管課は，設置した照明灯の管理のため，備え付けるものとする。

(照明灯の廃止)

第10条 この要綱に基づいて設置された照明灯で次の各号のいずれかに該当するときは，地元又は関係者と協議し，廃止する。

- (1) 灯柱が腐朽し危険である場合
- (2) 商店街を形成する等により照明を必要としないと認められる場合
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

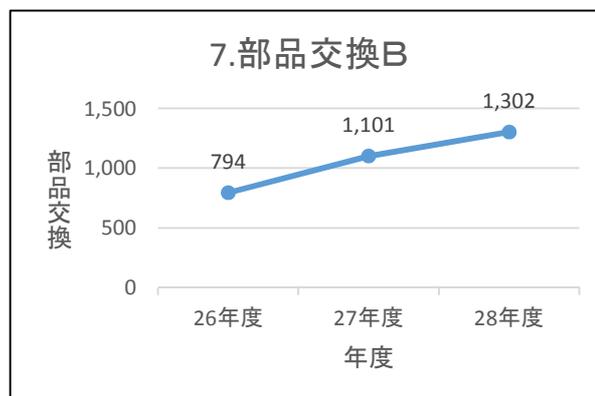
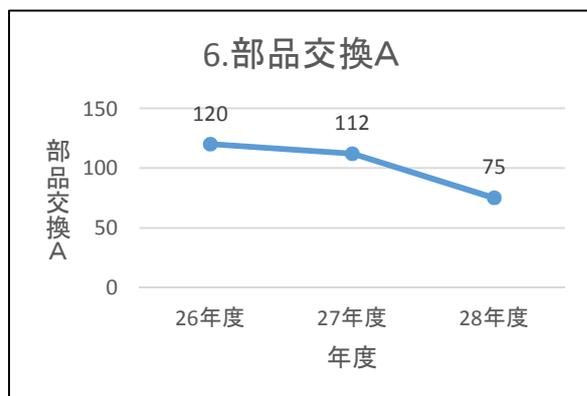
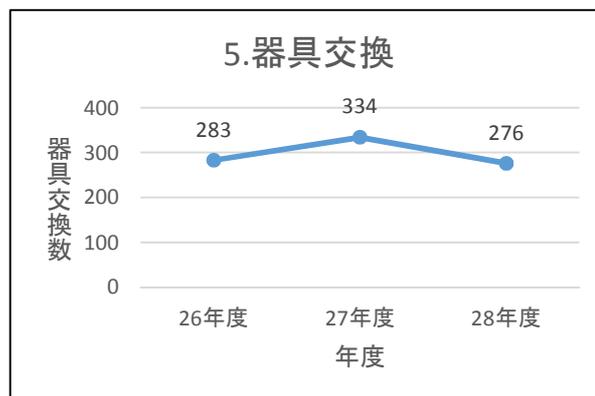
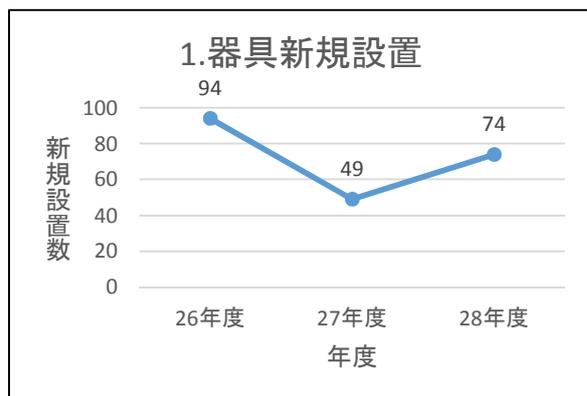
この要綱は，平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成22年3月26日三原市要綱第14号）

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。

設置数等の推移

種類	内容	26年度	27年度	28年度
1.器具新規設置	新規設置(LED防犯灯)	94	49	74
2.器具移設	防犯灯の移設	13	8	10
3.器具移設交換	防犯灯の移設(移設時LED防犯灯へ交換)	12	8	18
4.器具撤去	防犯灯の撤去	5	3	12
5.器具交換	蛍光管防犯灯からLED防犯灯へ交換	283	334	276
6.部品交換A	1灯型防犯灯: 蛍光管, グロー, 自動点滅器	120	112	75
7.部品交換B	1灯型防犯灯: 蛍光管, グロー	794	1,101	1,302
8.部品交換C	1灯型防犯灯: 自動点滅器	15	10	5
9.部品交換D	2灯型防犯灯: 蛍光管, グロー, 自動点滅器	1	2	1
10.部品交換E	2灯型防犯灯: 蛍光管, グロー	9	7	8
11.部品交換G	ナトリウム灯	0	3	4
12.部品交換I	水銀灯安定器	1	4	1
13.部品交換J	水銀灯HF100X	9	10	6



防犯灯の維持管理に関する経緯

	三原市	本郷町	久井町	大和町
昭和26年～	治安街路灯として整備を開始	-	-	-



昭和36年	「防犯灯等整備対策要綱」が閣議決定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、防犯灯を自ら設置するよう努める。 ・電力会社は維持管理について、協力又は便宜を供する。 ・電電公社等は防犯灯を設置することを容認する等の便宜を供する。
-------	---



	三原市	本郷町	久井町	大和町
合併前	灯間隔が概ね35メートル、街路に面しない住宅の密集した地帯において概ね20戸、農林地帯においては概ね30戸以上集団した地域に1灯の割合	設置基準は定めていないが、町内会ごとの設置要望に基づき、予算内で優先順位を決めて設置する。	・通学路の指定を受けたもので民家がない。 <ul style="list-style-type: none"> ・町道1・2級で周辺に民家がない。 ・新たに開発された住宅団地で必要な場合。 	明確な設置基準は定めていないが、区長、民生委員、学校、保護者等、住民の設置要望に基づき、通学路を最優先として予算内で設置する。
設置・更新	市	町	町	町
電気料・修繕	町内会等	町	町	町



合併協議	合併後5年間は区域を定めて現行のとおり実施し、その後は三原市の例に統一する。
------	--



市町村合併(H17.3.22)

防犯灯設置等検討会議	新たな防犯灯設置等基準及び維持管理について検討 <ul style="list-style-type: none"> ・「防犯灯設置及び管理等基準」を策定 ・町内会は電気料金のみ負担し、その他の経費(設置費、修繕料等)は市が負担する。 ・町内会が負担する電気料金のうち、一部について補助を行う。
------------	---



平成22年4月～	新たな基準に基づいた運用開始 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理は、全て市が申請を受けて行う。 ・電気料金は町内会で負担する。 ・町内会負担の電気料金のうち、40W契約の使用料を超える部分は補助する。(差額補助) ・激変緩和のため、旧3町について、H22年度は2千円/灯、H23年度は1千円/灯を補助する。(定額補助)
平成23年3月	中国電力による防犯灯、街路灯の電球交換サービス終了

防犯灯 管理運営状況(他市町)

	人口 (H28年度末)	設置数		設置	修繕	電気料金	備考
		うちLED	LED化率				
三原市	96,360	8,743	29.5%	市	市	町内会等	
尾道市	140,381	13,500	41.5%	町内会等	市	町内会等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に対する補助あり(@20,000円/灯) ・28年度末に100基程度LEDへ交換 ・一斉にLED化する予定なし
東広島市	185,147	15,500	ほぼ100%	町内会等	市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に対する補助あり (電柱@15,000円/灯, 自立柱@25,000円/灯) ・一部水銀灯を残し, ほぼLEDに交換済(単市)
竹原市	26,548	4,500	町内会 管理分は ほぼ100%	町内会等	町内会等	町内会等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に対する補助あり(設置費の1/2 @20,000円/灯上限) ・リース方式によりLED化の実績あり(H27年度 2,300灯分) ・国の補助制度活用
福山市	469,499	33,000	ほぼ100%	町内会等	町内会等	市	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に対する補助なし ・LEDへの切替済(ほぼ100%LED)(単市) ・電気料金は市が負担(町内会からの申請による)

防犯灯設置状況

※ 部分を記入

平成28年4月1日現在(単位:灯)

管理区分	地域区分	三原地域			本郷地域			久井地域			大和地域			合計							
		計	内訳		計	内訳		計	内訳		計	内訳		計	内訳						
			LED	水銀灯等		蛍光管	LED		水銀灯等	蛍光管		LED	水銀灯等		蛍光管	LED	水銀灯等	蛍光管			
市管理分		892	338	41	513	492	69	58	365	536	251	1	284	455	59	102	294	2,375	717	202	1,456
土木管理課管理分(※1)		546	227	38	281	242	36	44	162	260	114	1	145	342	46	99	197	1,390	423	182	785
各防犯灯担当課管理分(※2)		346	111	3	232	250	33	14	203	276	137	0	139	113	13	3	97	985	294	20	671
	(上記のうち子ども安全灯)	(22)	(3)	(0)	(19)	(1)	(0)	(0)	(1)	(12)	(1)	(0)	(11)	(11)	(1)	(0)	(10)	(46)	(5)	(0)	(41)
町内会等地元管理分		4,778	1,272	7	3,499	835	101	23	711	121	37	0	84	534	39	29	466	6,268	1,449	59	4,760
合計		5,670	1,610	48	4,012	1,327	170	81	1,076	657	288	1	368	989	98	131	760	8,643	2,166	261	6,216

※1 国道・県道・幹線市道に設置した防犯灯

※2 集落間及び公共施設に設置した防犯灯

平成28年12月31日現在(単位:灯)

管理区分	地域区分	三原地域			本郷地域			久井地域			大和地域			合計							
		計	内訳		計	内訳		計	内訳		計	内訳		計	内訳						
			LED	水銀灯等		蛍光管	LED		水銀灯等	蛍光管		LED	水銀灯等		蛍光管	LED	水銀灯等	蛍光管			
市管理分		899	370	41	488	493	85	58	350	548	276	1	271	455	68	102	285	2,395	799	202	1,394
土木管理課管理分(※1)		548	242	38	268	244	45	44	155	264	126	1	137	342	53	99	190	1,398	466	182	750
各防犯灯担当課管理分(※2)		351	128	3	220	249	40	14	195	284	150	0	134	113	15	3	95	997	333	20	644
	(上記のうち子ども安全灯)	(22)	(3)	(0)	(19)	(1)	(0)	(0)	(1)	(12)	(1)	(0)	(11)	(11)	(2)	(0)	(9)	(46)	(6)	(0)	(40)
町内会等地元管理分		4,838	1,519	7	3,312	837	123	23	691	126	46	0	80	535	55	28	452	6,336	1,743	58	4,535
合計		5,737	1,889	48	3,800	1,330	208	81	1,041	674	322	1	351	990	123	130	737	8,731	2,542	260	5,929

平成29年4月1日現在(単位:灯)

管理区分	地域区分	三原地域			本郷地域			久井地域			大和地域			合計							
		計	内訳		計	内訳		計	内訳		計	内訳		計	内訳						
			LED	水銀灯等		蛍光管	LED		水銀灯等	蛍光管		LED	水銀灯等		蛍光管	LED	水銀灯等	蛍光管			
市管理分		900	374	41	485	495	85	58	352	550	280	1	269	455	69	101	285	2,400	808	201	1,391
土木管理課管理分(※1)		549	245	38	266	244	45	44	155	264	126	1	137	342	54	98	190	1,399	470	181	748
各防犯灯担当課管理分(※2)		351	129	3	219	251	40	14	197	286	154	0	132	113	15	3	95	1,001	338	20	643
	(上記のうち子ども安全灯)	(22)	(3)	(0)	(19)	(1)	(0)	(0)	(1)	(12)	(1)	(0)	(11)	(11)	(2)	(0)	(9)	(46)	(6)	(0)	(40)
町内会等地元管理分		4,843	1,544	1	3,298	838	124	23	691	126	47	0	79	536	58	28	450	6,343	1,773	52	4,518
合計		5,743	1,918	42	3,783	1,333	209	81	1,043	676	327	1	348	991	127	129	735	8,743	2,581	253	5,909

事業名：安心・安全事業



Q1 この仕事は、誰のために、何をしていますか？

市民皆さんの安全意識の高揚，安全活動の推進を図り，安全で住みよい地域社会をつくるため，防犯カメラ設置や，防犯連合会への補助を行います。



Q2 この仕事に、私たちの税金がどのように使われていますか？

市が設置した防犯カメラの維持管理費や町内会等で設置される場合の設置費補助，学校を巡回訪問する生活安全担当顧問への報酬費，防犯連合会への補助等として使用します。



Q3 この仕事が行われることによるメリットは？

防犯カメラの設置により，視覚的な犯罪抑止効果が期待できます。
また，防犯連合会を中心として，地域，警察，行政が一体となって安全活動に取り組むことにより，市民の安全意識が向上すれば，犯罪の未然防止につながることを期待でき，これが大きなメリットであると考えます。



Q4 この仕事はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

平成 17 年に広島市で発生した女兒殺害事件を受け，特に子どもの安全な環境づくりを家庭，学校，警察，行政が一体となって取り組むため，平成 18 年度から安心・安全事業として実施しています。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	安心・安全事業		事業開始年度														
上位施策事業名	5-2-2 防犯活動・交通安全対策の推進		担当局・部名	生活環境部													
根拠法令等	三原市生活安全条例, 三原市生活安全条例施行規則		担当課・係名	生活環境課市民生活係													
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	岡畑 宏哉													
実施の背景	平成17年11月に広島市で発生した女兒殺害事件を受け, 特に子どもの安全な環境づくりを, 家庭, 学校, 警察, 行政が一体となって取り組むため, 平成18年度から安心・安全まちづくり事業として展開している。																
目的 (何のために)	市民の安全意識高揚・自主的安全活動の推進を図り, 犯罪の発生を未然に防止し, 安全で住みよい地域社会の形成を目的とする。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民, 町内会等		対象者数 (全住民に対する割合)													
				96,103	人 (100%)												
	実施方法	■直接実施															
		□業務委託 又は □指定管理 (委託先又は指定管理者:)															
		■補助金〔直接〕 (補助先: 町内会等 実施主体: 町内会等)															
□貸付 (貸付先:) □その他 ()																	
事業内容 (手段、手法など)	<p style="text-align: center;">事業内容</p> <p>(1) 子ども安全灯維持管理 通学路安全確保のために設置。防犯灯とあわせて維持管理 (46灯)</p> <p>(2) 生活安全担当顧問報償費 関係各課への助言や, 幼・小・中学校への巡回訪問等により, 特に子どもの安全確保を図る。</p> <p>(3) 防犯カメラ設置・管理事業 ・市設置防犯カメラの維持管理 (JR三原駅前, 本郷駅前) ・防犯カメラを設置する町内会等への補助 (補助対象経費の3/4, 30万円を上限)</p> <p>(4) 三原市防犯連合会補助 住民の防犯思想の高揚を図るとともに, 市, 住民, 警察が一体となって安全, 安心で住みよい地域社会の実現を目指す。</p>																
関連事業 (同一目的事業等)	安全パトロール (生涯学習課), 新小学1年生防犯ブザー購入費補助 (学校教育課), メールシステム保守管理 (危機管理課)																
コスト		29年度 (予算)		28年度 (決算見込み)		27年度 (決算)		26年度 (決算)									
	事業費合計	6,732千円		5,306千円		5,732千円		6,538千円									
	事業費内訳 (平成28年度分)	<p>主な内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども安全灯電気料金 129千円 (46灯: 蛍光管40灯, LED6灯) 生活安全担当顧問報償費 1,200千円 防犯カメラ設置費補助 400千円 (@200千円×2件) 三原市防犯連合会補助 3,570千円 															
	担当正職員	0.41	人	2,460	千円	0.41	人	2,460	千円	0.41	人	2,460	千円	0.41	人	2,460	千円
	臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
人件費合計	0.41	人	2,460	千円	0.41	人	2,460	千円	0.41	人	2,460	千円	0.41	人	2,460	千円	
総事業費	9,192千円		7,766千円		8,192千円		8,998千円										
財源内訳	国県支出金	0千円		0千円		0千円		千円									
	国県支出金の内容																
	地方債	0千円		0千円		0千円		千円									
	その他特財	0千円		0千円		0千円		千円									
	その他特財の内容																
一般財源	9,192千円		7,766千円		8,192千円		8,998千円										
財源合計	9,192千円		7,766千円		8,192千円		8,998千円										

事業シート（概要説明書）

予算事業名		安心・安全事業			事業開始年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度	
		防犯カメラ補助件数（累計／新規）	件	6/2	4/4	-	
		生活安全担当顧問による訪問活動日数	日	150	150	146	
		防犯連合会による地域安全活動日数	日	57	55	55	
	単位当たりコスト	/					
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯対策を目的に設置する防犯カメラの設置により、安心・安全意識の向上を図る。 ・生活安全担当顧問による訪問活動を維持する。 ・防犯連合会による防犯パトロール等の地域安全活動を維持する。 					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度	
		人口千人当たりの刑法犯認知件数	件	5.66	6.25	6.24	
		人口千人当たりの交通事故発生件数	件	3.47	3.96	4.26	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>防犯カメラ設置費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の未然防止と地域の安心安全を図るため、防犯カメラを設置しようとする町内会等へ補助金を交付しているが、H27年度の設置実績が4台、H28年度は2台にとどまった。市広報や町内会への回覧により制度の周知を行うと一定の問い合わせはあるが、町内会等の資金確保の面等から設置に至っていないものと思われる。 ・補助率及び上限額の見直し（補助率3/4、上限300千円/台）により、町内会等の負担額を減らすことで設置を促し、地域の安心、安全意識の向上を図る。 <p>三原市防犯連合会補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱制定中 						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>県内の防犯カメラ設置状況（広島県警調べ） 別紙</p>						
特記事項	<p>刑法犯認知件数について、近年で最も多かった平成14年と比べ、平成28年は大幅に減少している。 平成14年：1,681件 ⇒ 平成28年：549件（▲67.3%）</p>						

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	安心・安全事業		事業開始年度	
団体名	三原市防犯連合会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・市として行うべき防犯意識向上等の啓発について、継続した活動を長年にわたり行っている。 ・市町村合併以前からの補助額を基本としている。 			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	事業費	千円
	県からの財政支出金	千円	地域安全活動費	1,736 千円
	市町村からの財政支出金	3,570 千円	青少年健全育成費	532 千円
	委託料・指定管理料	千円	その他(広報費, 会議費等)	943 千円
	補助金	3,570 千円	管理費	千円
	その他	千円	人件費	3,049 千円
	その他 (会費, 賛助会費, 参加料等)	3,122 千円	その他(通信運搬費, 備品費)	188 千円
			県防連会費	32 千円
総計	6,693 千円	総計	6,482 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、警察、住民が一体となって、安全・安心で住みよい明るい地域社会の実現を目指し、組織されている。 ・昭和35年に施行された規約をもって現在まで活動を継続している。 ・顧問として市長、議長、警察署長、県議会議員、参与として市、警察の関係者が位置づいている。また、幹事として地域の関係者のほか、警察及び市関係部局の職員が位置づいている。 ・「地域安全活動の推進」として、青色防犯パトロールや犯罪防止キャンペーンの開催、「青少年健全育成の推進」として、少年・少女球技大会の開催、「広報活動」として、地域安全情報の発行など行っている。 						
	資本金	千円	役員	(単位:人)	常勤	非常勤	監事
	うち(出向/OB)						
	市出資金	千円		役員		43	
出資比率	%	職員	1				
団体全体の収支状況	収入			支出			
	国からの財政支出金	千円	事業費	3,212 千円			
	県からの財政支出金	千円	管理費	188 千円			
	市町村からの財政支出金	3,570 千円	人件費	3,049 千円			
	委託料・指定管理料	千円	その他 (県防連会費)	32 千円			
	補助金	3,570 千円	総計	6,482 千円			
	その他	千円					
	その他 (会費, 賛助会費, 参加料等)	3,122 千円					
総計	6,693 千円	収支差	211	千円			
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円						
財務諸表URL							

刑法犯認知件数

県内各警察署別

	H26年	H27年	H28年
広島中央	2,517	2,292	2,121
広島東	1,765	1,570	1,427
広島西	1,584	1,454	1,358
広島南	1,030	995	860
安佐南	1,745	1,467	1,305
安佐北	848	613	507
佐伯	861	662	741
海田	819	775	647
廿日市	614	629	567
大竹	195	163	156
山県	103	81	76
呉	682	657	586
広	740	558	453
音戸	66	53	56
江田島	126	93	84
東広島	1,310	1,206	1,154
竹原	181	127	115
福山東	2,415	2,050	1,823
福山西	724	645	649
福山北	711	687	648
尾道	507	575	533
因島	115	104	114
三原	616	612	549
府中	227	190	149
三次	295	246	206
庄原	132	99	100
安芸高田	142	114	78
世羅	53	60	45
総数	21,123	18,777	17,107

三原警察署館内(時間帯別)

	H26年	H27年	H28年
6時	2	2	1
7時	2	6	8
8時	5	7	2
9時	9	12	9
10時	10	19	26
11時	25	18	26
12時	28	26	23
13時	24	17	17
14時	12	9	16
15時	11	11	16
16時	20	19	17
17時	15	20	12
18時	10	12	14
19時	10	9	13
20時	5	6	7
21時	6	12	6
22時	11	8	7
23時	10	9	8
0時	5	6	5
1時	2	3	2
2時	7	1	2
3時	1	4	2
4時	2	2	1
5時	2	1	2
不明	382	373	307
総数	616	612	549

人口千人当たりの刑法犯認知件数比較(参考)

	H26年			H27年			H28年		
	人口	認知件数	千人当たり	人口	認知件数	千人当たり	人口	認知件数	千人当たり
三原市	98,706	616	6.24	97,849	612	6.25	96,982	549	5.66
三次市	55,298	295	5.33	54,618	246	4.50	53,989	206	3.82
庄原市	38,256	132	3.45	37,548	99	2.64	36,983	100	2.70
東広島市(※)	184,599	1,310	7.10	185,374	1,206	6.51	185,764	1,154	6.21
尾道市(※)	143,490	622	4.33	142,445	679	4.77	141,097	647	4.59
竹原市(※)	27,779	181	6.52	27,219	127	4.67	26,751	115	4.30

(※)警察署管轄区域と市域が一致していない

三原市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 24 日

要 綱 第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の街頭犯罪、侵入盗等（以下「犯罪等」という。）の未然防止と、地域の安心安全を図るため、防犯カメラを新たに設置する町内会等に対し、予算の範囲内で三原市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三原市補助金等交付規則(平成 17 年三原市規則第 56 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪を予防するため街頭等に設置するテレビカメラで、映像記録機器及びその他関連機器で構成する装置をいう。
- (2) 町内会等 町内会、自治会又は複数の町内会若しくは自治会で組織する団体
その他市長が適当と認める団体をいう。

(補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付を受けることができるものは、防犯カメラを新たに購入し、設置する町内会等であって、その設置に当たって次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラは、主に道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間を撮影する場所に設置されるものであること。
- (2) 防犯カメラの管理運用規程等を策定すること。
- (3) 町内会等の総意で防犯カメラを設置するものであること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- (5) 防犯カメラの撮影を示す看板を設置すること。
- (6) 設置箇所の所有者等から占用許可等を受けるものであること。

2 同一の町内会等に対する補助は、1 年度につき 2 台を上限とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯

カメラの設置に要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用、地代及び占用料等を除く次の費用とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入費用
- (2) 専用ポールの設置工事費用
- (3) ケーブル設置工事費用
- (4) 防犯カメラの撮影を示す看板設置費用
- (5) その他防犯カメラの設置に必要な費用
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、防犯カメラ1台につき30万円を限度とする。ただし、複数方向を同時撮影できる防犯カメラについては、撮影方向数に30万円を乗じた額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 町内会等の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、三原市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラを設置する町内会等の規約等の写し及び役員名簿
- (2) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会会議録の写し等
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域の住民等の同意書
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図並びにその現況写真
- (5) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図
- (6) 防犯カメラ管理責任者等届出書
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積書の写し
- (8) 購入しようとする防犯カメラのカタログ等
- (9) 道路、私有地及び電柱等に防犯カメラを設置する場合は、所定の手続きに基づく占用許可書等の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請をした者（以下「申請者」という。）から申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべ

きものと認めるときは、交付の決定をし、三原市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、交付決定に当たっては、所轄警察署から意見を求めることができる。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、三原市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 補助事業者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、三原市防犯カメラ設置費補助金事業変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（中止等の承認）

第9条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合は、三原市防犯カメラ設置費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、防犯カメラの設置が完了したときは、三原市防犯カメラ設置費補助金事業実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて当該防犯カメラの設置が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書の写し
- (2) 防犯カメラ設置費用の支出に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 町内会等が定めた防犯カメラ管理運用に関する規程
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図並びに写真
- (5) 設置された防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助事業者から実績報告書の提出があったときは、その報告の内容が、補助金交付決定の内容（これに条件を付した場合にあっては、その決定

の内容及び条件)に適合しているか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、三原市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 確定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、三原市防犯カメラ設置費補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令に反する等不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(財産の管理及び処分制限)

第14条 補助対象事業により取得した財産は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日要綱第32号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

〇〇町内会防犯カメラ管理及び運用に関する規程（例）

1 名称

〇〇町内会防犯カメラ

設置場所 ①三原市〇〇町〇〇

②三原市〇〇町〇〇

2 管理団体

(1) 管理責任者

(2) 管理責任者の住所

(3) 管理責任者の連絡先

(4) 録画機の所在

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇町内会が犯罪を未然に防止するために設置する防犯カメラ及び防犯カメラにより撮影された画像の管理並びに運用に関し必要な事項について定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 防犯カメラの設置は、〇〇町内会区域内における犯罪の未然防止を図ることにより、地域住民の安心安全を確保することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラ及び撮影された画像の管理並びに運用の責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、〇〇会長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの機器の操作並びに画像の閲覧及び検索を行う取扱者を指定する。

3 防犯カメラの操作並びに画像の閲覧及び検索は、管理責任者又は取扱者でなければ行ってはならない。

(防犯カメラの設置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置に関して次の措置を講じなければならない。

(1) 防犯カメラの設置に関して住民等の同意を得ていること。

(2) 道路、電柱等に防犯カメラを設置する場合は、道路管理者又は電柱等設置権原者の許可若しくは承諾を受けていること。

(3) 私有地に設置する場合は、地権者からの承諾を受けていること。

(4) 防犯カメラ設置区域に、防犯カメラを設置している旨の表示をすること。また、設置者名も表示すること。

(防犯カメラ等の維持管理)

第5条 管理責任者は、設置した防犯カメラ等について必要に応じ修繕等を行い、適正に維持管理すること。

(画像及び記録媒体の管理)

第6条 防犯カメラの画像（以下「画像」という。）及び記録媒体の管理については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 記録した画像の不必要な複写や加工は行わないこと。
- (2) 画像記録装置の取扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の立入り・使用制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。
- (3) 画像の外部持ち出しを禁止すること。
- (4) 画像から知り得た情報を漏えいしないこと。
- (5) 画像の保管期間は概ね2週間とし、期間経過後は、重ね撮り等によりこれを消去すること。
- (6) 記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にしてから廃棄すること。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、第2条に規定する設置目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧をさせてはならない。ただし、次の各号に該当するときはその限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 捜査機関から犯罪捜査のためにデータの提供を求められたとき。

(苦情等への対応)

第8条 管理責任者は、防犯カメラ及び撮影された画像の管理及び運用に関して、苦情・問い合わせ等があった場合は、誠実かつ迅速に対応するものとする。

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より実施する。

防犯カメラ設置状況

(H29.3.31現在 広島県警察本部公表資料)

市(区)町別		市町設置分 (公共空間に向けたもの)		補助金交付分 (町内会等による設置)	
広島市	中区	334	(334)	65	(65)
	東区	17	(16)	13	(11)
	南区	143	(136)	10	(7)
	西区	94	(94)	34	(23)
	安佐南区	73	(65)	14	(9)
	安佐北区	10	(7)	24	(12)
	安芸区	67	(67)	8	(7)
	佐伯区	38	(33)	8	(6)
	計	776	(752)	176	(140)
呉市	98	(80)	41	(32)	
竹原市	14	(13)	0	(0)	
三原市	74	(54)	6	(4)	
尾道市	13	(13)	0	(0)	
福山市	312	(292)	118	(78)	
府中市	4	(4)	0	(0)	
三次市	26	(23)	0	(0)	
庄原市	0	(0)	0	(0)	
大竹市	7	(5)	0	(0)	
東広島市	105	(100)	0	(0)	
廿日市市	60	(44)	0	(0)	
安芸高田市	23	(23)	0	(0)	
江田島市	11	(9)	0	(0)	
府中町	11	(9)	0	(0)	
海田町	78	(55)	0	(0)	
熊野町	2	(2)	0	(0)	
坂町	37	(37)	0	(0)	
安芸太田町	0	(0)	0	(0)	
北広島町	10	(10)	0	(0)	
大崎上島町	8	(8)	0	(0)	
世羅町	10	(10)	0	(0)	
神石高原町	0	(0)	0	(0)	
総計	1,679	(1,543)	341	(254)	

※()内数値は、前回調査分(平成28年3月31日現在)

1 地域安全活動	
(1) 安全・安心をもたらす抑止活動	
①定例・地域安全活動	
青色防犯パトロール	管内19箇所巡回(毎月1日・15日 19:00～) 延べ動員 76名 延べ台数 51台 ※パトロールに使用する車両 21台
身近な犯罪被害防止キャンペーン	管内12箇所巡回(毎月20日 17:30～) 延べ動員 104名
特殊詐欺被害防止キャンペーン	管内6箇所巡回(年金受取日前日 17:30～) 延べ動員 108名
②全国地域安全運動(期間:10/11～20)	
開始式, 該当啓発活動	三原駅周辺
キャンペーン	イオン三原店(10/13), フジグラン三原店(10/14), マックスバリュ本郷店(10/17), 三谷屋(10/18), わきストアー(10/20)
夜間パトロール	各駐在所所轄 須波(10/14), 久井(10/15)
期間中活動計	延べ動員 123名(地域84名, 署員31名, 金融機関8名) 延べ台数(青パト10台, 署パト1台)
③年末年始における犯罪及び事故等の防止活動(期間:12/1～1/3)	
出発式	久井支所(12/1)
青色防犯パトロール(夜間)	各駐在所所轄区域 久井(12/1,8,15,22), 長谷(12/5), 下徳良(12/6), 和木(12/7)
キャンペーン	イオン三原店(12/14), フジグラン三原店(12/20)
歩行パトロール(夜間)	各駐在所所轄区域 幸崎(12/15), 須波(12/16)
期間中活動計	延べ動員 107名(地域94名, 署員5名, 金融機関8名) 延べ台数 35台(青パト30台, 署パト5台)
④自転車マナーアップキャンペーン	三原駅周辺(5/18) 地域30人, 三原署5人
(2) 地域の防犯・安全活動の推進	
①地域防犯ボランティア交流会	三原市市民福祉会館(12/10) 参加者 41名
2 少年健全育成活動の推進	
(1) 少年・少女球技大会の開催	やまみ三原運動公園(8/27) 参加 ソフトボール10チーム, フットベースボール4チーム
3 子ども・高齢者の防犯対策の推進	
(1) 子どもの安全を守る活動	「子ども110番のいえ」支援(管内通学路設置数 1,180箇所) ⇒ 掲示プレート, 対応マニュアルの作成, 配付 青色防犯灯(登下校時)パトロールの実施
(2) 高齢者の防犯対策の推進	高齢者防犯モデル地区への支援(糸崎, 木原地区) ⇒ 県防連と合わせた活動費の補助
4 関係機関・団体等協力支援活動	・青少年健全育成大会 三原リージョンプラザ(7/2) ・万引き防止キャンペーン イオン三原店(11/2)
5 広報活動	・地域安全情報誌の発行(毎月1日発行 約3,300部) ⇒ 町内会回覧, 駐在所から地域安全推進委員への配布
6 その他	三原さつき祭りパレード(5/28), 安全安心本郷協議会総会(6/15), 三原市暴力監視追放協議会総会(7/27), 減らそう犯罪かかし祭り(9/11), 減らそう犯罪等グラウンド・ゴルフ大会(10/26), 減らそう犯罪グラウンド・ゴルフ大会(11/12)

